**○中部地方整備局告示第百六十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十三号 | 鈴鹿市磯山四丁目一三二八番一から同市磯山三丁目一五六七番一まで | 中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年十月二十日

**○近畿地方整備局告示第百七十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号及び四百七十七号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 南丹市園部町美園町七号三一番一から同市園部町美園町六号二二番四まで | 前 | 九・八〇～一六・四五 | メートル |
| | 後 | 一五・〇八～二一・五〇 | キロメートル 〇・一六四 |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

**○近畿地方整備局告示第百七十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日　近畿地方整備局長　森　昌文

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 九号 | 南丹市園部町美園町七号三一番一から同市園部町美園町六号二二番四まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。） | 近畿地方整備局及び同局京都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年十月二十日

**○近畿地方整備局告示第百七十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 姫路市別所町北宿字沖田一二二〇番一から同市別所町別所字向田一一六番三まで | 前 | 三五・〇〇～三九・一〇 | メートル |
| | 後 | 一五五・八〇～一五五・八〇 | キロメートル 〇・三四六 |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第百七十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 九号 | 山口市阿東徳佐中字下市東三〇七〇番二から同市阿東徳佐中字下市東三〇七五番一まで | 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年十月二十日

**○九州地方整備局告示第二百十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百一号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 飯塚市伊岐須字日渡一二四番六から同市横田字火渡八四五番六まで | 前 | 一〇・九〇～一二・五〇 | メートル |
| | 後 | 一一・三〇～三四・〇〇 | キロメートル 〇・一四〇 |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

**○北海道開発局告示第百三十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町二三〇番三から同町蘭越町二三三番一まで | 前 | 一八・四〇～二四・五〇 | メートル | |
| | 後 | 一七・七五～二三・二四 | キロメートル 〇・〇四七 | |
| 北海道足寄郡足寄町下愛冠三丁目一番一一地先から同町下愛冠四丁目二〇番一五地先まで | 前 | A 二三・八二～四六・〇〇<br>B 二三・八二～四五・七二 | メートル | |
| | 後 | A 二三・七二～六五・五八<br>B 二三・七二～四五・七二 | キロメートル 〇・七一九<br>〇・六八六<br>〇・七二四<br>〇・六九〇 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部